

資料第 2 号

教育推進部児童青少年課

文京区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する 条例の概要

1 改正の理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部改正に伴い、文京区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月文京区条例第24号）（以下「区条例」という。）の改正を行うものである。

2 改正の内容

放課後児童支援員の要件に係る研修の実施主体について、都道府県の他に「地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を追加する。

3 実施予定日

公布の日から施行する。

4 新旧対照表（案）

別紙の通り

文京区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十六年条例第二十四号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○文京区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例 平成二十六年九月三十日 条例第二十四号</p> <p>第一条から第九条まで（略） （職員）</p> <p>第十条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p> <p>2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに二人以上とする。ただし、その一人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第五項において同じ。）をもってこれに代えることができる。</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は<u>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十</u>九第一項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならぬ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 保育士の資格を有する者 二 社会福祉士の資格を有する者 三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第九号に 	<p>○文京区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例 平成二十六年九月三十日 条例第二十四号</p> <p>第一条から第九条まで（略） （職員）</p> <p>第十条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p> <p>2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに二人以上とする。ただし、その一人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第五項において同じ。）をもってこれに代えることができる。</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならぬ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 保育士の資格を有する者 二 社会福祉士の資格を有する者 三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第九号に

において「高等学校卒業業者等」という。)であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの

四 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七号)第四条に規定する免許状を有する者

五 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第二百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者

七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

九 高等学校卒業業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、区長が適当と認められたもの
十 五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、区長が適当と認められたもの

4 第二項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、

において「高等学校卒業業者等」という。)であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの

四 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七号)第四条に規定する免許状を有する者

五 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第二百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者

七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

九 高等学校卒業業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、区長が適当と認められたもの
十 五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、区長が適当と認められたもの

4 第二項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、

その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをい
い、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね四十人以下とする。

5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に
当たる者でなければならぬ。ただし、利用者が二十人未満の放課後児童健
全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち一人を除いた者又は補助員
が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の
利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第十一条から第二十一条まで (略)

付 則

第一条及び第二条 (略)

(職員に関する経過措置)

第三条 この条例の施行の日から令和二年三月三十一日までの間、第十条第三
項の規定の適用については、同行中「修了したもの」とあるのは、「修了した
もの(令和二年三月三十一日までに修了することを予定している者を含
む。)」とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをい
い、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね四十人以下とする。

5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に
当たる者でなければならぬ。ただし、利用者が二十人未満の放課後児童健
全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち一人を除いた者又は補助員
が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の
利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第十一条から第二十一条まで (略)

付 則

第一条及び第二条 (略)

(職員に関する経過措置)

第三条 この条例の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間、第十
条第三項の規定の適用については、同行中「修了したもの」とあるのは、「修
了したもの(平成三十二年三月三十一日までに修了することを予定している者
を含む。)」とする。

